

労働者派遣法に基づくマージン率等に関わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項に基づき、
弊社の労働者派遣事業に関する情報をご提供します。

- 令和 8 年 6 月 1 日付け 派遣労働者数 4 名
- 令和 7 年度 派遣先事業所数 1 事業所
- 令和 7 年度 派遣料金の平均額（1 日：8 時間当たり） 25,935 円
- 令和 7 年度 派遣労働者の賃金の平均額（1 日：8 時間当たり） 15,320 円
- マージン率 40.92 %
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

・教育訓練に関する事項（訓練費用の負担：無償、賃金支給：有給）

①	訓練名	目的	キャリアアップに資する理由	具体的内容	実施時間
①	新入社員研修	社会人、企業人として必要なビジネスマナー、文書作成方法を習得する	キャリアアップを図っていく上で、基礎となる知識を身に付けさせることを念頭に置いて実施している	社内担当者による講習受講（会人基礎ビジネスマナー、コミュニケーション、言葉遣い、電話・訪問対応等、社内/社外文書作成方法、顧客対応、コンプライアンス、セキュリティ等の学習/ロールプレイ）により、社会人、社員としての基本知識を身に付けさせる。 現場配属後フォローアップ研修	120h (8h*15日)
②	コンピュータ基礎知識研修	当社の主となる業務である、コンピュータシステム運用を行う上での基礎となる知識を習得する	コンピュータシステム運用業務においてキャリアアップを図っていくための基礎となる知識を身に付けさせることを念頭に置いて実施している	書籍による知識習得及び、社内講師による講義/実習にてコンピュータの基礎知識（ハードウェア・OS・ネットワーク、Office 製品、システム管理等）を身に付けさせる	80h (8h*10日)
③	職種毎のスキル向上訓練	より上位のシステム運用業務を行う目的で上位者から必要となる技術知識を習得する	キャリアアップを図り、より上位の業務を行う上で必要な技術を身に付けさせることを念頭に置いて実施している	職種毎に必要なとされる運用業務において、より上位のシステムを扱えるよう、上位者からの OJT にて技術知識を身に付けさせる 1年目：PC 基礎、業務機器・システム操作・環境知識の習得 2年目：専門スキル（ネットワーク、DB、OS 等）の習得 3年目：インフラ設計、リーダー知識の習得 4年目：マネージメント知識の習得	8h 8h 8h 8h
④	リーダーシップ研修	顧客先での当社従業員によるチームのリーダーとしてリーダーシップを発揮してチームをまとめていくための知識を習得する	メンバーの一員としての立場から、チームをまとめる立場にキャリアアップする上で必要な知識を身に付けさせることを念頭に置いて実施している	チームリーダーとなるタイミングで、リーダーシップ研修として外部セミナー受講により、コミュニケーション、モチベーション向上、目標設定、問題解決等の知識習得を行う	4h
⑤	職種に応じた資格取得支援	より上位のシステム運用業務を行う上で必要となる知識を習得する	キャリアアップを図り、より上位の業務を行う上で必要な知識を身に付けさせることを念頭に置いて実施している	役割ランク（当社での人事制度上の等級）、職種毎に当社での推奨資格の取得を念頭に外部セミナー受講、又は書籍/e-learning による自己学習にてコンピュータ技術の知識習得を行う 1年目：ITIL（役割ランク1） 2年目：ITパスポート（役割ランク1） 3年目：LPIC-level1（役割ランク2） 4年目：基本情報技術者、LPIC-level2等（役割ランク3以上）	80h 8h 8h 8h

・キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：山崎 潤二（人事労務部長） 電話番号：049-246-5588

・その他参考事項

年次有給休暇、労働者災害補償保険、定期健康診断、産前産後・育児・介護休業制度、健康保険、
厚生年金、雇用保険、慶弔休暇、財形貯蓄制度、確定拠出年金制度、会社貸付制度

7. 待遇決定方式の情報提供

労使協定を締結しているか否か：労使協定を締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で IT システム運用管理者およびパーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員の業務に従事する従業員

労使協定の有効期間の終期：令和 9 年 3 月 31 日

株式会社タカインフォテクノ仙台事業所

許可番号 派11-300785